

第 6335 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 年末に退職したパート社員の年末調整

Q : 先月退職したパート社員は、今月支給する給与で年末調整しても問題ありませんか？

A : 要件を満たせば問題ありません。

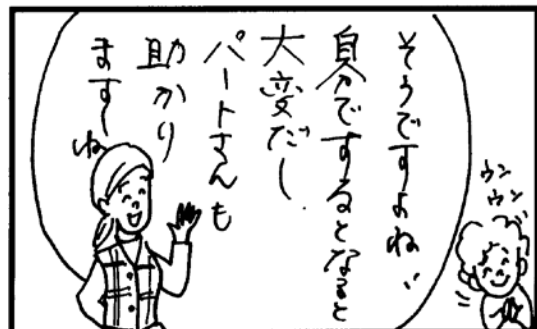
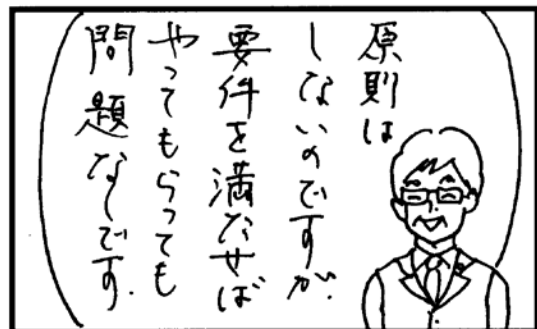
【解説】

年末調整は、原則として、年末まで勤務している人を対象にしますので、年の途中で退職した人については、年末調整を行わず、その人が再就職した先で行うか、その人本人が確定申告して税額の精算をすることとなっています。

とはいうものの、確定申告をするのも大変なことから、パートタイマーなどが年の途中で退職する場合で、次の要件の全てを満たしているときは、その退職時に年末調整を行うことができることとされています。

- ①退職時まで「扶養控除等申告書」を提出していること
- ②本年中の給与の総額が103万円以下であること
- ③退職後、本年中に他に就職し、その就職先から給与の支払がないと見込まれること

したがって、御社の場合、その退職されるパートさんが、この要件の全てを満たしているのであれば、次に支給する給与で年末調整することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】